

村川氏(官許之姓)本国尾張にて先祖八山田太郎と云云。源氏と云伝ふ。太郎の後、山田次郎左衛門正齊、東照宮に仕へて、久松氏に属す。天正九年四月罪を獲て大阪に自発す。子正員母八本多氏の臣村川六郎左衛門友正の女なり。正齊死して後、母子流浪して当地に来る。正員外家の姓を取て村川甚兵衛と号す。子甚兵衛正賢、其子市兵衛正純、安倍氏(四郎五郎)当国の検便として入国の時、大谷氏と共に竹島渡海の旨を請ふ(竹島の事委しく八大谷氏の下に記す。其他の事も見合すへし)。時に元和三年なり。明年兩人江戸に至り、安倍氏の紹介に因て、右の旨を上聞に達す。五月十六日、渡海の御免状を賜ハる。

從伯耆国米子竹島江先年船相渡之申、然は、如其今度致渡海度之段、村川市兵衛、天屋甚吉申上付て、達上聞候之处、不可有異儀之旨被仰出候間、被得其意渡海之儀可被仰付候。恐々謹言

五月十六日

永井信濃守尚政判

井上主計頭正就判

土井大炊頭利勝判

酒井雅楽頭忠世判

松平新太郎殿

家系をも聞召され、登營の命有て、台徳公に拝謁し時服を賜る。又御紋の船印・幕・桃灯及槍・手鉾・鉄炮等を許さる。寛永二年安倍氏の書あり。

五月十一日之御飛札、十月七日ニ参着。具ニ披見并出雲紙拾束贈賜、遠路御志之程、別て令満足候。然は、竹嶋へ渡海之儀、当年は延引之由、左ニ存候。如来意小嶋之儀ニ候間、年を隔被相渡可然候。将又、当年御上洛も候ハ、出京にて御礼可被申上处ニ、左無之ニ付て、私慮之由無余儀義共ニ候。来年於御上洛は被罷上、御年寄へ被懸御目候儀、外実共肝要之至ニ候。事々期後度之時候。恐々謹言

十月七日

安倍四郎五郎

正之 花押

村川市兵衛殿

大屋九右工門殿

大谷氏其頃大屋と云へり。明年、大猷公御上洛の時、市兵衛上京して拝謁す。桐木・竹嶋串鮑を献す。又安倍氏の書あり。

好便之間一筆令申候。然は、今度於京都進上仕度之旨被申候。桐之木・串鮑、去月土井大炊頭殿御披露被成、一段首尾能上り申候。竹島江渡海様子をも委御尋、無残所仕合候条、此旨可申遣由大炊頭殿被仰渡候条如斯候。御披露之砌即小濱民部方へ申遣、江戸江回させ候。得と上意付て、小濱民部方へ申越、其御請も疾当著候之間満足可有候。片便宜故令省略候。委細は期後慶之時候。恐々謹言。

安倍四郎五郎

霜月十五日

名 花押

村川市兵衛殿

参

寛文十五年二月竹島梅檀を献す。江戸西御丸郎書棚御書院床の料なり。

一書申入候。其地へ被参候付、串鮑三百入一箱持参之由、留守居之者共方より、日光へ被申越候。心付之通祝着申候。尚、追て可申候間不具候。恐惶謹言。

五月六日

松平右衛門大夫

正綱 花押

追て申入候。御目見之儀八伊豆方江申入候。以上。

村川市兵衛殿

参

今朝は能時分二御出、伊豆守首尾能御達、一段儀二御座候。我等所へ御見舞、殊更鯉節一箱百人預御持参添存候。御礼如此二御座候。恐惶謹言。

九月十六日

小畠助右衛門

村川市兵衛殿

人々御中

小畠氏は伊豆守殿の臣なり。年紀詳ならず。

為歳暮之御祝儀過朔日之御状、殊手拭五入一箱贈給過分至候。御手前無事御入候由目出度珍重候。

我等儀も無恙有之事候。将又御紙面之通四郎五郎可申聞候、来春竹島へ渡船、六月中は可有御参勤旨、万慶其節可申承候。恐々謹言。

大久保宮内少輔

十二月十七日

正朝 花押

村川市兵衛様

御返事

是亦年紀詳ならず。

一、百合草 二、三十粒程

一、にんにく 少シ

一、大竹五本、長三尺程花いけに成候様成

一、大桐 二本

一、桐之木乗物棒長三間程若有之は御回

一、せんたんの板 三枚長一間

一、にんにくくさ有之は一本二ても

右之材木は大坂肥後嶋(明)屋清三郎方迄御届可被下候。清三郎方へも此段申付候。

一、書状二は書不申、当年九右工門殿被参候間、来年は貴様御越は御無用候。明々年御越可然かと

被申候。然共、御勝手次第可被成候。八、九年之間にて御越候得は能御座候。

一、四郎五郎并拙者名(註) 書自然竹島へ之用之儀申遣者可有之候。必承引被仕間敷候。此段九右方

江今度直二堅申渡候。以上。

六月二日

龜山庄左工円 判

村川市兵衛様

又何の年か知り難し

寛永年中家僕竹島より帰帆の時、朝鮮に漂流し、彼国人対馬に送る。対馬侯より本府への書左の如し

一書令啓候。然は、庄五郎殿御領分伯州之内、米子村之村川市兵衛代官弥三右衛門竹島渡海仕用所相仕回、六月之末帰国之刻被放風、朝鮮国之内蔚山之浦漂流仕候処、日本人故於朝鮮表別て念被入、此方へ被相送候条、彼弥三右衛門・与七郎二我等は相添送遣候。委曲洪川次兵衛可申入候間不能一二候。恐々謹言。

宗対馬守

八月廿六日

名 花押

荒尾内匠殿

参

尚以庄五郎殿御在江戸之由承候故、江戸二此等之通直二申達候。朝鮮二て之馳走之様子彼弥右衛門・与七郎定て可申入候。

寛永十四年肥前嶋原の一揆追討として、松平伊豆守殿発向の時、市兵衛并大谷氏渡海して、彼陣所に赴き、帰陣の時大坂に至て帰る。正保二年九月江戸に至り登營して拝謁す。献する所梅檀板二枚、桐二本、正純の子市兵衛正清、明暦三年登營す。竹島飽五百を献す。寛文五年六月登營献する所、前度に同じ。天和二年十二月米子入津の塩を当家に管す。今猶然り。正清の子市兵衛正勝、元禄二年六月登營す。献物先代に同じ。同七年竹嶋へ渡海せしに、若干の朝鮮人上陸せり。即帰帆して、官に達す。同八年命を得て渡海す。朝鮮人島中に満たり。其兩人を捕て帰て官に訴ふ(大谷氏の下に詳也)。同九年竹島渡海御制禁あり。

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚古竹島江渡海至于今難致漁候。向後竹島江渡海之儀制禁可申付被仰出之後可被存其趣候。恐々謹言。

土屋相模守 政直

戸田山城守 忠昌

阿部豊後守 正武

大久保加賀守 忠朝

正月廿八日

松平伯耆守殿

享保九年四月、江戸の命有て本府に至り、竹嶋渡海の始末を官に言上す。興禅公の時より、御在府の年八彼地にて拝謁し、御紋か時服・上下・帷子等度々賜はり、又御紋の挑灯・路地の印符を賜ハる。然るに、彼業廃してより家産衰へ諸事自然中絶して今に至れり。数多の旧記等往年の火災に失ふと云へり。

大谷氏(官許之姓)、本性和田にて、天正の頃福島氏に仕へ、木曾三千貫の地を領す。故有

て去て但馬大屋谷に居る。これを九右衛門良清と云ふ。良清の子瀬兵衛永順と云ふ。其子玄蕃実真、尾高城主杉原氏に招かれて彼地に來り。姓を大谷とす。但馬の本居に因れるなり。父永順、又彼地に來り、永祿中没す。源光寺に墓あり。杉原氏亡ひて後、実真再但馬に歸る。元和二年没す。二男一姪あり(長八九右工門勝宗、次八兵左工門下に云ふ。別家の祖なり。姪八甚吉と云ふ)。共に米子に來り。遠近に渡海して運送を業とす。同三年甚吉越後より帰帆の時漂流して竹島に至る。此島は隱岐の西北百里許、朝鮮国に五十里と云へり。周回十里許。當時人家無くして山海産物あり。喬木大竹繁茂し、禽獸魚貝其品を尽す。就中鮑を獲るに、夕に竹を海に投し朝にこれを上れ八、彼鮑枝葉に着く事木ノ子の如く、其味又絶倫なりしとかや。甚古歸て当府の検使安倍氏に彼趣を達し、以後渡海せんと譜ふ。安倍氏即江戸に紹介して奉書を得たり(村川氏の条見合すへし)。当時、村川氏当家と同じく安倍氏の懇命を得たる故に両家に命せらる。然れとも、竹島渡海の濫傷は当家に在る事上の如し。勝宗猶士氣を存す故に、大谷と称せずして大屋を号とし是又本居に因れるなり)、彼甚古をして事を執らしむ後、甚吉竹島に没するか故に止む事を得ず。大屋九右工門の名を以て業を継て、爾來江戸登營其他の事、村川の条に全く同じ故に、数通の書別義なきはこれを略す。多く村川氏と年番に江戸に至れり。

卯月三日之來札披見、今度惣助罷下遂面談候所、其方達者候得共、眼病礙無之由申二付、此度元服為致九右工門と名改、御老中江も差出、過廿八日首尾能致御目見候間、難有義大慶可有之候。委細八惣助可為演說候。且右下緒一具贈給欣然之至候。我等儀も一段父子共無事在候間可御心安候。竹嶋江之用事惣助二書付申談候。猶期後音候。恐々謹言。

六月二日

大屋九右衛門様

尚以惣助爰元二おめて代々之名九右工門と申上候間、其方名を替緩々と休息可然、委細八惣助二申含候。以上。

四月三日之二翰令披見候。然は、貴殿儀病氣二付て、為名代同姓惣助御下候。同苗四郎五郎肝煎二て、首尾克御目見被仕候間可有恐悦候。隨て下緒大小一具贈給忝存候。將又、我等一類共堅固相勤候。猶期後音之時候。恐々謹言。

安倍忠右工門 正義 花押

五月晦日

大屋九右工門様

猶々惣助儀生付能、御手前仕合と我等兄弟共寄合申事候、可有御満足候。以上。

正月八日別紙之御状令披見候。去冬首尾克公方様江御目見難有被存候旨尤候。我等儀も弥無事有之事情。來春竹嶋へ船被相渡候旨、無事着岸之左右可承候。材木之儀八兩人江之書状申達候。重(印)て八子息御目見可被指越之由令承候。一段可然候。無氣遣御越可有之候。猶期後音候。恐々謹言。

安倍四郎五郎 名 花押

正月晦日

大屋九右工門様 御返報

右何レも年紀詳ならず。二代の九右工門勝美と云へり。寛文六年竹島より帰帆の時、朝鮮国釜山浦に漂流し、漸く彼国に上陸す。国王对馬に送る時、食糧を給す。其目錄二通今蔵す。

漂倭処別贈

頭倭一人

白米貳斗

白紙貳卷

從倭二十一名

白米各壹斗

白紙各壹卷

丙午 九月日

巡察 (花押)

文字難読

右一通

漂倭二十二名

白米拾肆石拾斗

大口魚壹百拾尾

清酒貳拾貳瓶

東瓜貳拾貳塊

生鮮貳拾貳束

甘醬陸斗陸升

際

是亦難読

丙午 十月日

右一通

一筆申入候。大屋九右衛門、当夏磯竹江渡候船之内一艘朝鮮国江被放、船は破損候得共、人八損不申釜山海より宗对馬殿江送届候由、对馬殿より殿様大坂御屋敷迄申来候。右之様子对馬殿より言上之上を以、重て御左右可在之と間へ申候間、迫付様子可相問候。無異儀罷戻にて可在之候。右之者共妻子行末不存歎居可申候間、右之趣被仰問候八、安堵可申候。此通大屋江可申度候。恐々謹言。

荒内匠 名 花押

十一月廿二日

坂川分左工門殿

大脇多左工門殿

伯耆志

磯竹は竹島なり。三代九右衛門勝信と云ふ。竹島の東に周回二十丁許の島あり。松島と呼へり。隠岐

より六十里余なるへし。敵有公の時、彼安倍氏の紹介にて此島を賜ふ。竹島と同じく海鹿魚油を取れり。四代九右衛門勝房七歳にして父没す。別家藤兵衛景俊二九右衛門と改名し、参府すへきの命有り。元禄七年三月江戸に至り登營す。時服を賜ハる。今別家の重宝とす。同八年竹島に渡海せしに、朝鮮人上陸する者若干なり。其情測るへからず。且人数もあらされは帰帆して官に運す。明年命を得て武器を載せて至る。朝鮮人彼島の大坂浦に通る。残る者一人なり。即これを捕へ帰帆して、又官に訴ふ。命有て藤兵衛異人を具して本府に至る。番士加納氏・尾関氏守護たり。異人江戸に召されて本土に送らる。後彼国より竹島は朝鮮の地たるよし、頻に言上に及ぶ。官議して日本管内たるへき旨証文を上らハ、以後朝鮮に預け給ふ可きの命あり。彼国それを奉す。因て当家渡海の初より七十八年にして禁制せらる当時柳沢氏的一条にて宮外事と省る事能ハす。遂に爰に至ると云へり。当家数日異人を置し一室、三十年迄八存せしと云へり。勝房従来の家産を矢ふか故に去て出雲に在りしに、本府の内命あり。因て帰て城下魚鳥買売を管して業とす。今猶然り。大広公の時、本府登城拜謁を許さる(以前は御在府の年、彼地にて拜謁せしなり)

大谷九右衛門

其方儀御在国之節年頭御目見願之通被仰付候。

子八月廿二日

又何の時にや、時服上下等を賜ハリ、本府に至て拜謝せし時、左の書を賜ハれり。

今度時服被遣為御礼当地被参由にて、前刻は入来塩鮑一器給令満足候。令他出不能面談候。将又過日は磯竹百合草并花入竹給令祝着候。恐々謹言。

言

七月晦日

名 花押

表

大屋九右工門殿 荒志摩

元文中勝房江戸に至り願ふ事あり。是は長崎實物割符問屋の数に加八らんとなり。官の内命を得て長崎奉行に願書を達すれとも、許容無し。又上野宮に依て本府に懇願す。是は其叔父藤八徳田主水と改号して京都に住し、冷泉家に遇す。冷泉家上野宮の御叔父たり。又桜井三位殿の妹、江戸の女官たり。其姉松平大和守殿の母なり。主水か姓とする所の徳田氏、大和守殿に由縁あり(此処原書詳ならず)。故を以て桜井家・冷泉家の書を得て、上野宮に事を達せしものなり。寛保元年十二月官の坊官より本府の御宿坊に書を達す。往復数度なり。延享元年帰国す。明年四月本府にて御書を給ハる。

其方儀、上野宮様被為為添御言葉候段被成御承知候。其旨相心得可申候。

後又江戸に至て命を俟しか、長崎實物問屋拳錯年限あるを以てこれを許されず、勝房当時米子町の役人たり。公用有て召還さる。又、参府せんと決しか果さずして死す。宝曆四年なり。爾来諸事を復せず、本府登城も自然に中絶して今に至ると云へり(原書大屋を大谷姓に復せし事を脱す)。